

主な弁護士費用を掲げます。旧日弁連報酬等基準を参考にしつつ、事案の難易や期間等に応じて、協議の上で決めて参ります。

用語の定義

着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいいます。

経済的利益—算定可能な場合

1. 金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含みます）
2. 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
3. 継続的給付債権	債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定のものは、7 年分の額
4. 賃料増減額請求事件	増減額分の 7 年分の額
5. 所有権	対象たる物の時価相当額
6. 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の 2 分の 1 の額を超えるときは、その権利の時価相当額
7. 建物についての所有権に関する事件	建物の時価相当額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額
8. 地役権	承役地の時価の 2 分の 1 の額
9. 担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額

10. 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件	5.、6.、8.及び9.に準じた額
11. 詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の
	目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
12. 共有物分割請求事件	対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
13. 遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
14. 遺留分侵害額請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
15. 金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、1.の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

民事事件・家事事件（訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件）の着手金及び報酬金（いずれも税込）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+99,000円	11%+198,000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+759,000円	6.6%+1,518,000円
3億円を超える場合	2.2%+4,059,000円	4.4%+8,118,000円

注 ただし、30%の範囲内で増減額することができることとします。

着手金は、11万円（税込）を最低額とします。

調停事件及び示談交渉事件も、上記表に準じます。

契約締結交渉（示談交渉事件を除く）の着手金及び報酬金（いずれも税込）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	2.2%	4.4%
300 万円を超え万円以下の部分	1.1%	2.2%
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.55%	1.1%
3 億円を超える部分	0.33%	0.66%

注 ただし、30%の範囲内で増減額することができることとします。着手金は、11 万円（税込）を最低額とします。

離婚事件の着手金及び報酬金（いずれも税込）

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ 22 万円以上 55 万円以下
離婚訴訟事件	それぞれ 33 万円以上 66 万円以下

注 ただし、30%の範囲内で増減額することができることとします。

着手金は、11 万円（税込）を最低額とします。

倒産整理事件（いずれも税込）

事業者の自己破産事件	55 万円以上
非事業者の自己破産事件	22 万円以上
自己破産以外の破産事件	55 万円以上
会社整理事件	110 万円以上
特別清算事件	110 万円以上
会社更生事件	220 万円以上

刑事事件の着手金（いずれも税込）

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	それぞれ 22 万円以上 55 万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	22 万円以上
再審請求事件	22 万円以上

刑事事件の報酬金（いずれも税込）

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	22万円以上 55万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	22万円以上 55万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	22万円以上
		求略式命令	22万円以上
	起訴後 (再審事件を	無罪	55万円以上
		刑の執行猶予	22万円以上
		求刑された刑が軽減さ	軽減の程度による相当な額
含む。)	れた場合		
	検察官上訴が棄却された場合	22万円以上	
再審請求事件			22万円以上

裁判外の手数料 (いずれも税込)

項目	分類		手数料
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型	基本	300万円以下の場合 11万円
			300万円を超え 3000万円以下の場合 1.1%+77,000円
			3000万円を超え 3億円以下の場合 0.33%+308,000円
			3億円を超える場合 0.11%+968,000円
遺言書作成	非定型	基本	300万円以下の場合 22万円
			300万円を超え 3000万円以下の場合 1.1%+187,000円
			3000万円を超え 3億円以下の場合 0.33%+418,000円
			3億円を超える場合 0.11%+1,078,000円
遺言執行	基本		300万円以下の場合 33万円

		300 万円を超え 3000 万円以下の場合 2.2% + 264,000 円
		3000 万円を超え 3 億円以下の場合 1.1% + 594,000 円
		3 億円を超える場合 0.55% + 2,244,000 円
会社設立等	設立、増減資、 合併、分割、組 織変更、通常清 算	1000 万円以下の場合 4.4%
		1000 万円を超え 2000 万円以下の場合 3.3% + 11 万円
		2000 万円を超え 1 億円以下の場合 2.2% + 33 万円
		1 億円を超え 2 億円以下の場合 1.1% + 143 万円
		2 億円を超え 20 億円以下の場合 0.55% + 253 万円
		20 億円を越える場合 0.33% + 693 万円